

京都市世界文化自由都市推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 115 号

京都市世界文化自由都市推進会議規則の一部を改正する規則

京都市世界文化自由都市推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 環境政策局長
- (3) 行財政局長
- (4) 総合企画局長

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総合企画局政策推進室)